

平成 28 年 7 月 12 日

(株)住宅新報社

出版・企画グループ

TEL 03-6403-7806

【法改正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。

### 第一編 権利及び権利の変動

条文・ページ	改正後条文
不動産登記規則	
193 条 (P200)	<p>(登記事項証明書の交付の請求情報等)</p> <p>第一九三条</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 第二項の閲覧の請求をする場合において、請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面を提示しなければならない。ただし、当該法人の会社法人等番号をも請求情報の内容としたときは、この限りでない。</p> <p>⑤ 第二項の閲覧の請求を代理人によってするときは、当該代理人の権限を証する書面を提示しなければならない。ただし、支配人等が法人を代理して同項の閲覧の請求をする場合において、当該法人の会社法人等番号をも請求情報の内容としたときは、この限りでない。 (旧⑤削除、旧④→⑤)</p> <p>⑥ 法人である代理人によって第二項の閲覧の請求をする場合において、当該代理人の会社法人等番号をも請求情報の内容としたときは、当該代理人の代表者の資格を証する書面を提示することを要しない。</p>

### 第二編 法令上の制限

条文・ページ	改正後条文
都市計画法施行令	

<p>第1条 (P262)</p>	<p>(特定工作物)</p> <p>第一条</p> <p>①一、二 (略)</p> <p>三 危険物(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百十六条第一項の表の危険物品の種類の欄に掲げる危険物をいう。)の貯蔵又は処理に供する工作物(石油パイライン事業法(昭和四十七年法律第百五号)第五条第二項第二号に規定する事業用施設に該当するもの、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項第八号に規定する保管施設又は同項第八号の二に規定する船舶役務用施設に該当するもの、漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第三条第二号ホに規定する補給施設に該当するもの、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)による公共の用に供する飛行場に建設される航空機給油施設に該当するもの、電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項<b>第十六号</b>に規定する電気事業(同項<b>第二号</b>に規定する<b>小売電気事業</b>を除く。)の用に供する同項<b>第十八号</b>に規定する電気工作物に該当するもの及びガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十三項に規定するガス工作物(同条第一項に規定する一般ガス事業又は同条第三項に規定する簡易ガス事業の用に供するものに限る。)に該当するものを除く。)</p>
<p>第23条 (P266)</p>	<p>(開発行為を<b>行う</b>について協議すべき者)</p> <p>第二三条</p> <p>一、二 (略)</p> <p>三 当該開発区域を供給区域に含む電気事業法第二条第一項<b>第九号</b>に規定する<b>一般送配電事業者</b>及びガス事業法第二条第二項に規定する一般ガス事業者</p> <p>四 (略)</p>

農地法

<p>第3条 (P416)</p>	<p>(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)</p> <p>第三条</p> <p>①一～十二 (略)</p> <p>十三 <b>農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構</b>が農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地売買等事業（<b>農業経営基盤強化促進法</b>第四条第三項第一号ロに掲げる事業をいう。以下同じ。）又は同法第七条第一号に掲げる事業の実施によりこれらの権利を取得する場合</p> <p>十四～十六 (略)</p> <p>② 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、民法第二百六十九条の二第一項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定され、又は移転されるとき、農業協同組合法第十条第二項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が農地又は採草放牧地の所有者から同項の委託を受けることにより第一号に掲げる権利が取得されることとなるとき、同法<b>第十一条の五十第一項第一号</b>に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が使用貸借による権利又は賃借権を取得するとき、並びに第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる場合において政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <b>農地所有適格法人</b>以外の法人が前号に掲げる権利を取得しようとする場合</p> <p>三 (略)</p> <p>四 第一号に掲げる権利を取得しようとする者（<b>農地所有適格法人</b>を除く。）又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合</p> <p>五 (略)</p> <p>六 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者がその土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合（当該事業を行う者又はその世帯員等の死亡又は<b>第二条第二項各号</b>に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合、当該事業を行う者がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合、農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施</p>
-----------------------	--

	<p>により貸し付けようとする場合、その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培することをいう。以下同じ。）の目的に供するため貸し付けようとする場合及び<b>農地所有適格法人</b>の常時従業者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合を除く。）</p> <p>七 （略）</p> <p>③一、二 （略）</p> <p>三 これらの権利を取得しようとする者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち<b>又は農林水産省令で定める使用人（次条第一項第三号において「業務執行役員等」という。）のうち、一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。</b></p> <p>④～⑦ （略）</p>
<p>第3条の2 (P419)</p>	<p>（農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し等）</p> <p>第三条の二</p> <p>①一、二 （略）</p> <p>三 その者が法人である場合にあつては、その法人の<b>業務執行役員等</b>のいずれもがその法人の行う耕作又養畜の事業に常時従事していないと認める場合</p> <p>②、③ （略）</p>
<p>第4条 (P419)</p>	<p>（農地の転用の制限）</p> <p>第四条① <b>農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事</b>（農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>② <b>前項の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を經由して、都道府県知事等に提出しなければならない。</b></p> <p>③ <b>農業委員会は、前項の規定により申請書の提出があつたときは、農</b></p>

林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道府県知事等に送付しなければならない。

④ 農業委員会は、前項の規定により意見を述べようとするとき（同項の申請書が同一の事業の目的に供するため三十アールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものであるときに限る。）は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構（以下「都道府県機構」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

⑤ 前項に規定するもののほか、農業委員会は、第三項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。

⑥ 第一項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第一号及び第二号に掲げる場合において、土地収用法第二十六条第一項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。次条第二項において同じ。）に係る事業の用に供するため農地を農地以外のものにしようとするとき、第一号イに掲げる農地を農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項に規定する農用地利用計画（以下単に「農用地利用計画」という。）において指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。

一、二 （略）

三 申請者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと、申請に係る農地を農地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないことその他農林水産省令で定める事由により、申請に係る農地の**全て**を住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の当該申請に係る用途に供することが**確実と認められない場合**

四、五 （略）

**（旧三項削除）**

⑦ 第一項の許可は、条件を付けてすることができる。

⑧ 国又は都道府県等が農地を農地以外のものにしようとする場合（第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。）においては、国又は都

第5条  
(P421)

道

府県等と都道府県知事等との協議が成立することをもつて同項の許可があつたものとみなす。

- ⑨ 都道府県知事等は、前項の協議を成立させようとするときは、あらかじめ、農業委員会の意見を聴かななければならない。
- ⑩ 第四項及び第五項の規定は、農業委員会が前項の規定により意見を述べようとする場合について準用する。
- ⑪ 第一項に規定するもののほか、指定市町村の指定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

第五条 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。次項及び第四項において同じ。）にするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は**移転する場合には、当事者が**都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一～七 (略)

- ② (略)
- ③ 第三条第五項及び第七項並びに前条**第二項から第五項までの**規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、同条第四項中「申請書が」とあるのは「申請書が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にするためこれらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為であつて、」と、「農地を農地以外のものにする行為」とあるのは「農地又はその農地と併せて採草放牧地についてこれらの権利を取得するもの」と読み替えるものとする。
- ④ (略)
- ⑤ 前条**第九項及び第十項**の規定は、都道府県知事等が前項の協議を成立させようとする場合について準用する。この場合において同条第十項中「準用する」とあるのは、「準用する。この場合において、第四項中「申請書が」とあるのは「申請書が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にするためこれらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為であつて、」と、「農地を農地以外のものにする行為」とあるのは「農

<p>第 18 条 (P 423)</p>	<p><b>地又はその農地と併せて採草放牧地についてこれらの権利を取得するもの」と読み替えるものとする」と読み替えるものとする。</b> (農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の制限)</p> <p>第一八条</p> <p>① (略)</p> <p>② 前項の許可は、次に掲げる場合でなければ、<b>してはならない。</b> 一～四 (略)</p> <p>五 賃借人である<b>農地所有適格法人</b>が<b>農地所有適格法人</b>でなくなつた場合並びに賃借人である<b>農地所有適格法人</b>の構成員となつている賃借人がその法人の構成員でなくなり、その賃貸人又はその世帯員等がその許可を受けた後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められ、かつ、その事業に必要な農作業に常時従事すると認められる場合</p> <p>六 (略)</p> <p>③ <b>都道府県知事は、第一項の規定により許可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県機構の意見を聴かなければならない。ただし、農業委員会等に関する法律第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。</b></p> <p>④～⑧ (略)</p>
<p>農地法施行令</p>	
<p>第 1 条 (P 426)</p> <p>第 2 条 (P 426)</p>	<p>(農地又は採草放牧地の権利移動についての許可手続)</p> <p><b>第一条 農地法（以下「法」という。）</b> 第三条第一項の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を農業委員会に提出しなければならない。(旧 3 条)</p> <p><b>第四条 削る</b> <b>第五条 削る</b></p> <p>(農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外)</p> <p><b>第二条①</b> 法第三条第二項第一号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、次のとおりとする。</p> <p>一 その権利を取得しようとする者がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の<b>全て</b>について耕作又は養畜の事業を行うと認められ、かつ、次のいずれかに該当するこ</p>

<p>第3条 (P428)</p>	<p>と。 イ～ニ (略) 二 (略) イ 許可の申請の際現にその者又はその世帯員等が耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の<b>全て</b>を効率的に利用して耕作又養畜の事業を行うと認められること。 ロ その土地についての所有権以外の権原の存続期間の満了その他の事由によりその者又はその世帯員等がその土地を自らの耕作又は養畜の事業に供することが可能となつた場合において、これらの者が耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の<b>全て</b>を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができること。 ② (略) 一 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）<b>七十二条の十第一項二号</b>の事業を行うもの除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められること。 二～五 (略) ③一 (略) 二 その権利を取得しようとする者が、農業委員会のあつせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計がその交換による権利の移転の結果法第三条第二項第五号に規定する面積を<b>下回る</b>こととならないと認められること。 三、四 (略) <b>第七条 削る</b> <b>第八条 削る</b>  (市街化区域内にある農地を転用する場合の届出) <b>第三条①</b> 法第四条第一項第七号の届出をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した届出書を農業委員会に提出しなければならない。</p>
-----------------------	---



第4条  
(P428)

② (略)

(農地の転用の不許可の例外)

**第四条①** 法**第四条第六項第一号**に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、次の各号に掲げる農地の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事由とする。

一 法**第四条第六項第一号イ**に掲げる農地 農地を農地以外のものにする行為が次の**全て**に該当すること。

イ、ロ (略)

二 法**第四条第六項第一号ロ**に掲げる農地 農地を農地以外のものにする行為が前号イ又は次のいずれかに該当すること。

イ～ホ (略)

へ 次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 農村地域工業等導入促進法(昭和四十六年法律第百十二号)第五条第一項又は第二項の規定により定められた同条第一項に規定する実施計画に基づき同条第三項第一号に規定する工業等導入地区内において同項第四号に規定する施設を整備するために行われるもの
- (2) 総合保養地域整備法(昭和六十二年法律第七十一号)第七条第一項に規定する同意基本構想に基づき同法第四条第二項第三号に規定する重点整備地区内において同法第二条第一項に規定する特定施設を整備するために行われるもの
- (3) 多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第八十三号)第十一条第一項に規定する同意基本構想に基づき同法第七条第二項第二号に規定する重点整備地区内において同項第三号に規定する中核的施設を整備するために行われるもの
- (4) 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)第八条第一項に規定する同意基本計画に基づき同法第二条第二項に規定する拠点地区内において同項の事業として住宅及び住宅地若しくは同法第六条第五項に規定する教養文化施設等を整備するため又は同条第四項に規定する拠点地区内において同法第二条第三項に規定する産業業務施設を整備するために行われるもの
- (5) その他地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画(土地の農業上の効率的な利用を図るための措置が講じられている

第9条  
(P429)

ものとして農林水産省令で定めるものに限る。)に従つて行われるものであつて農林水産省令で定める要件に該当するもの

- ② 法第四条第六項第二号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、農地を農地以外のものにする行為が前項第二号イ、ロ、ホ又はへのいずれかに該当することとする。

(指定市町村の指定等)

第九条① 法第四条第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)は農林水産省令で定めるところにより、市町村の申請により行う。

- ② 農林水産大臣は、前項の申請をした市町村が次に掲げる基準の全てに適合すると認めるときは、指定をするものとする。

一 当該市町村において確保すべき農地及び採草放牧地の面積の適切な目標を定めていること。

二 前号の目標を達成するために必要な農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策を適正に実施していること。

- ③ 農林水産大臣は、指定をするため必要があると認めるときは、第一項の申請をした市町村の属する都道府県の知事の意見を聴くことができる。

- ④ 農林水産大臣は、指定をしたときは、直ちに、その旨を、告示するとともに、第一項の申請をした市町村及び当該市町村の属する都道府県に通知しなければならない。

- ⑤ 農林水産大臣は、指定をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、第一項の申請をした市町村に通知しなければならない。

- ⑥ 指定があつた場合においては、その指定の際現に効力を有する都道府県知事が行つた許可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又は現に都道府県知事に対してされている許可の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、当該指定により当該指定の日以後指定市町村の長が行うこととなる事務に係るものは、同日以後においては、当該指定市町村の長が行つた処分等の行為又は当該指定市町村の長に対してされた申請等の行為とみなす。

- ⑦ 指定市町村の長は、農林水産省令で定めるところにより、第二項第

<p>第 10 条 (P 429)</p> <p>第 11 条 (P 429)</p>	<p>一号の目標の達成状況及び指定により当該指定の日以後当該指定市町村の長が行うこととなつた事務の処理状況について、農林水産大臣に報告しなければならない。</p> <p>⑧ 農林水産大臣は、指定市町村が第二項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消すことができる。</p> <p>⑨ 第三項、第四項及び第六項の規定は、指定の取消しについて準用する。この場合において、第三項中「第一項の申請をした市町村」とあるのは「当該指定の取消しに係る指定市町村」と、第四項中「、告示するとともに、第一項の申請をした市町村」とあるのは「告示するとともに、その旨及びその理由を当該指定の取消しに係る市町村」と、第六項中「都道府県知事」とあるのは「指定市町村の長」と、「指定市町村の長」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。</p> <p>⑩ 指定又はその取消しの日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>⑪ 前各項に規定するもののほか、指定及びその取消しに関し必要な事項は、農林水産省令で定める。</p> <p><b>第一五条 削る</b></p> <p><b>第一六条 削る</b></p> <p>(市街化区域内にある農地又は採草放牧地の転用のための権利移動についての届出)</p> <p><b>第一〇条 (旧一七条)</b></p> <p>①、② (略)</p> <p>(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の不許可の例外)</p> <p><b>第一一条 (旧一八条)</b></p> <p>① (略)</p> <p>一 法第五条第二項第一号イに掲げる農地又は採草放牧地 法第三条第一項本文に掲げる権利の取得が次の<b>全て</b>に該当すること。 イ、ロ (略)</p> <p>二 法第五条第二項第一号ロに掲げる農地又は採草放牧地 法第三条第一項本文に掲げる権利の取得が<b>第四条第一項第二号へ</b>、前号イ又は次のいずれかに該当すること。 イ 申請に係る農地又は採草放牧地を<b>第四条第一項第二号イ</b>に掲</p>
---	--

	<p>げる施設の用に供するために行われるものであること。</p> <p>ロ 申請に係る農地又は採草放牧地を<b>第四条第一項第二号ロ</b>の農林水産省令で定める施設の用に供するために行われるものであること。</p> <p>ハ 申請に係る農地又は採草放牧地を<b>第四条第一項第二項ハ</b>の農林水産省令で定める事業の用に供するために行われるものであること。</p> <p>ニ (略)</p> <p>ホ 申請に係る農地又は採草放牧地を<b>第四条第一項第二号ホ</b>の農林水産省令で定める事業の用に供するために行われるものであること。</p> <p>② 法第五条第二項第二号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、法第三条第一項本文に掲げる権利の取得が<b>第四条第一項第二号へ</b>又は前項第二号イ、ロ若しくはホのいずれかに該当することとする。</p>
--	---

### 第三編 需給の概要と取引の実務

条文・ページ	改正後条文
不当景品類及び不当表示防止法（P 491）	
（新設）	<p><b>第一章 総則</b></p> <p>第一条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条① この法律で「事業者」とは、商業、工業、金融業、その他の事業を行う者をいい、当該事業を行う者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者は、次項及び<b>第三十一条</b>の規定の適用については、これを当該事業者とみなす。</p> <p>② この法律で「事業者団体」とは、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事業者の結合体又はその連合体をいい、次に掲げる形態のものを含む。ただし、二以上の事業者の結合体又はその連合体であつて、資本又は構成事業者（事業者団体の構成員である事業者をいう。<b>第四十条</b>において同じ。）の出資を有し、営利を目的として商業、工業、金融業その他の事業を営むことを主たる目的とし、かつ、現にその事業を営んでいるものを含まないものとする。</p> <p>一～三 (略)</p>

<p>(新設)</p>	<p>③、④ (略)</p> <p>(景品類及び表示の指定に関する公聴会等及び告示)</p> <p><b>第三条①</b> 内閣総理大臣は、前条第三項若しくは第四項の規定による指定をし、又はその変更若しくは廃止をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、公聴会を開き、関係事業者及び一般の意見を求めるとともに、消費者委員会の意見を聴かななければならない。</p> <p><b>②</b> 前項に規定する指定並びにその変更及び廃止は、告示によつて行うものとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><b>第二章 景品類及び表示に関する規制</b></p>
<p>(新設)</p>	<p><b>第一節 景品類の制限及び禁止並びに不当な表示の禁止</b></p> <p>(景品類の制限及び禁止)</p> <p><b>第四条</b> (旧三条) (略)</p>
	<p>(不当な表示の禁止)</p> <p><b>第五条</b> (旧四条)</p> <p>① (略)</p> <p><b>② 削る</b></p> <p>(景品類の制限及び禁止並びに不当な表示の禁止に係る指定に関する公聴会等及び告示)</p> <p><b>第六条①</b> 内閣総理大臣は、<b>第四条の規定による制限若しくは禁止若しくは前条第三号の規定による指定</b>をし、又はこれらの変更若しくは廃止をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、公聴会を開き、関係事業者及び一般の意見を求めるとともに、消費者委員会の意見を聴かななければならない。</p> <p><b>②</b> 前項に規定する<b>制限及び禁止並びに指定</b>並びにこれらの変更及び廃止は、告示によつて行うものとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><b>第二節 措置命令</b></p> <p><b>第七条①</b> 内閣総理大臣は、<b>第四条</b>の規定による制限若しくは禁止又は<b>第五条</b>の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずるこ</p>

<p>(新設)</p>	<p>とができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>② 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p><b>第三節 課徴金</b> (課徴金納付命令)</p>
<p>(新設)</p>	<p><b>第八条①</b> 事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。</p> <p>一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実と相違して当該事業者同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示</p> <p>二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示</p> <p>② 前項に規定する「課徴金対象期間」とは、課徴金対象行為をした期間（課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から六月を経過する日（同日前に、当該事業者が当該課徴金対象行為に係る表示が不当に顧客を誘引</p>

	<p>し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として内閣府令で定める措置をとつたときは、その日)までの間に当該事業者が当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引をしたときは、当該課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間を加えた期間とし、当該期間が三年を超えるときは、当該期間の末日から遡つて三年間とする。)をいう。</p> <p>③ 内閣総理大臣は、第一項の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示と推定する。</p>
(新設)	<p>(課徴金対象行為に該当する事実の報告による課徴金の額の減額)</p> <p>第九条 前条第一項の場合において、内閣総理大臣は、当該事業者が課徴金対象行為に該当する事実を内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に報告したときは、同項の規定により計算した課徴金の額に百分の五十を乗じて得た額を当該課徴金の額から減額するものとする。ただし、その報告が、当該課徴金対象行為についての調査があつたことにより当該課徴金対象行為について課徴金納付命令があるべきことを予知してされたものであるときは、この限りでない。</p>
(新設)	<p>(返金措置の実施による課徴金の額の減額等)</p> <p>第一〇条① 第十五条第一項の規定による通知を受けた者は、第八条第二項に規定する課徴金対象期間において当該商品又は役務の取引を行つた一般消費者であつて政令で定めるところにより特定されているものからの申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の取引に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額に百分の三を乗じて得た額以上の金銭を交付する措置（以下この条及び次条において「返金措置」という。）を実施しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その実施しようとする返金措置（以下この条において「実施予定返金措置」という。）に関する計画（以下この条において「実施予定返金措置計画」という。）を作成し、これを第十五条第一項に規定する弁明書の提出期限までに内閣総理大臣に提出して、その認定を受け</p>

ることができる。

- ② 実施予定返金措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 実施予定返金措置の内容及び実施期間
  - 二 実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知の方法に関する事項
  - 三 実施予定返金措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- ③ 実施予定返金措置計画には、第一項の認定の申請前に既に実施した返金措置の対象となつた者の氏名又は名称、その者に対して交付した金銭の額及びその計算方法その他の当該申請前に実施した返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものを記載することができる。
- ④ 第一項の認定の申請をした者は、当該申請後これに対する処分を受けるまでの間に返金措置を実施したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該返金措置の対象となつた者の氏名又は名称、その者に対して交付した金銭の額及びその計算方法その他の当該返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものについて、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- ⑤ 内閣総理大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施予定返金措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認める場合でなければ、その認定をしてはならない。
  - 一 当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
  - 二 当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者（当該実施予定返金措置計画に第三項に規定する事項が記載されている場合又は前項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置が実施された者を含む。）のうち特定の者について不当に差別的でないものであること。
  - 三 当該実施予定返金措置計画に記載されている第二項第一号に規定する実施期間が、当該課徴金対象行為による一般消費者の被害の回復を促進するため相当と認められる期間として内閣府令で定める期間内に終了するものであること。
- ⑥ 第一項の認定を受けた者（以下この条及び次条において「認定事業者」という。）は、当該認定に係る実施予定返金措置計画を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。



- ⑦ 第五項の規定は、前項の認定について準用する。
- ⑧ 内閣総理大臣は、認定事業者による返金措置が第一項の認定を受けた実施予定返金措置計画（第六項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二項において「認定実施予定返金措置計画」という。）に適合して実施されていないと認めるときは、第一項の認定（第六項の規定による変更の認定を含む。次項及び第十項ただし書において単に「認定」という。）を取り消さなければならない。
- ⑨ 内閣総理大臣は、認定をしたとき又は前項の規定により認定を取り消したときは、速やかに、これらの処分の対象者に対し、文書をもってその旨を通知するものとする。
- ⑩ 内閣総理大臣は、第一項の認定をしたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、次条第一項に規定する報告の期限までの間は、認定事業者に対し、課徴金の納付を命ずることができない。ただし、第八項の規定により認定を取り消した場合には、この限りでない。

(新設)

- 第一条① 認定事業者（前条第八項の規定により同条第一項の認定（同条第六項の規定による変更の認定を含む。）を取り消されたものを除く。第三項において同じ。）は、同条第一項の認定後に実施された認定実施予定返金措置計画に係る返金措置の結果について、当該認定実施予定返金措置計画に記載されている同条第二項第一号に規定する実施期間の経過後一週間以内に、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- ② 内閣総理大臣は、第八条第一項の場合において、前項の規定による報告に基づき、前条第一項の認定後に実施された返金措置が認定実施予定返金措置計画に適合して実施されたと認めるときは、当該返金措置（当該認定実施予定返金措置計画に同条第三項に規定する事項が記載されている場合又は同条第四項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置を含む。）において交付された金銭の額として内閣府令で定めるところにより計算した額を第八条第一項又は第九条の規定により計算した課徴金の額から減額するものとする。この場合において、当該内閣府令で定めるところにより計算した額を当該課徴金の額から減額した額が零を下回るときは、当該額は、零とする。
  - ③ 内閣総理大臣は、前項の規定により計算した課徴金の額が一万円未満となつたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、認定事業者に対し、

<p>(新設)</p>	<p>課徴金の納付を命じないものとする。この場合において、内閣総理大臣は、速やかに、当該認定事業者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。</p> <p>(課徴金の納付義務等)</p> <p>第一二条① 課徴金納付命令を受けた者は、第八条第一項、第九条又は前条第二項の規定により計算した課徴金を納付しなければならない。</p> <p>② 第八条第一項、第九条又は前条第二項の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。</p> <p>③ 課徴金対象行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときは、当該法人がした課徴金対象行為は、合併後存続し、又は合併により設立された法人がした課徴金対象行為とみなして、第八条から前条まで並びに前二項及び次項の規定を適用する。</p> <p>④ 課徴金対象行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が当該課徴金対象行為に係る事案について報告徴収等(第二十九条第一項の規定による報告の徴収、帳簿書類その他の物件の提出の命令、立入検査又は質問をいう。以下この項において同じ。)が最初に行われた日(当該報告徴収等が行われなかつたときは、当該法人が当該課徴金対象行為について第十五条第一項の規定による通知を受けた日。以下この項において「調査開始日」という。)以後においてその一若しくは二以上の子会社等(事業者の子会社若しくは親会社(会社を子会社とする他の会社をいう。以下この項において同じ。))又は当該事業者と親会社が同一である他の会社をいう。以下この項において同じ。)に対して当該課徴金対象行為に係る事業の全部を譲渡し、又は当該法人(会社に限る。)が当該課徴金対象行為に係る事案についての調査開始日以後においてその一若しくは二以上の子会社等に対して分割により当該課徴金対象行為に係る事業の全部を承継させ、かつ、合併以外の事由により消滅したときは、当該法人がした課徴金対象行為は、当該事業の全部若しくは一部を譲り受け、又は分割により当該事業の全部若しくは一部を承継した子会社等(以下この項において「特定事業承継子会社等」という。)がした課徴金対象行為とみなして、第八条から前条まで及び前三項の規定を適用する。この場合において、当該特定事業承継子会社等が二以上あるときは、第八条第一項中「当該事業者に対し」とあるのは「特定事業承継子会社等(第十二条第四項に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下この項において同じ。))に対し、この項の規定による命令を受</p>
-------------	---

	<p>けた他の特定事業承継子会社等と連帯して」と、第一項中「受けた者は、第八条第一項」とあるのは「受けた特定事業承継子会社等（第四項に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下この項において同じ。）は、第八条第一項の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して、同項」とする。</p> <p>⑤ 前項に規定する「子会社」とは、会社がその総株主（総社員を含む。以下この項において同じ。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この項において同じ。）の過半数を有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。</p> <p>⑥ 第三項及び第四項の場合において、第八条第二項及び第三項並びに第九条から前条までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>⑦ 課徴金対象行為をやめた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該課徴金対象行為に係る課徴金の納付を命ずることができない。</p> <p>（課徴金納付命令に対する弁明の機会の付与）</p> <p>（新設） 第一三条 内閣総理大臣は、課徴金納付命令をしようとするときは、当該課徴金納付命令の名宛人となるべき者に対し、弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>（弁明の機会の付与の方式）</p> <p>（新設） 第一四条① 弁明は、内閣総理大臣が口頭であることを認めたとときを除き、弁明を記載した書面（次条第一項において「弁明書」という。）を提出してするものとする。</p> <p>② 弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができる。</p> <p>（弁明の機会の付与の通知の方式）</p> <p>（新設） 第一五条① 内閣総理大臣は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、課徴金納付命令の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p>
--	--

	<p>一 納付を命じようとする課徴金の額</p> <p>二 課徴金の計算の基礎及び当該課徴金に係る課徴金対象行為</p> <p>三 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）</p> <p>② 内閣総理大臣は、課徴金納付命令の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、前項の規定による通知を、その者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）、同項第三号に掲げる事項及び内閣総理大臣が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を消費者庁の事務所の掲示場に掲示することによつて行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p> <p>（代理人）</p> <p>第一六条① 前条第一項の規定による通知を受けた者（同条第二項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。次項及び第四項において「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。</p> <p>② 代理人は、各自、当事者のために、弁明に関する一切の行為をすることができる。</p> <p>③ 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。</p> <p>④ 代理人がその資格を失つたときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p> <p>（課徴金納付命令の方式等）</p> <p>第一七条① 課徴金納付命令は、文書によつて行い、課徴金納付命令書には、納付すべき課徴金の額、課徴金の計算の基礎及び当該課徴金に係る課徴金対象行為並びに納期限を記載しなければならない。</p> <p>② 課徴金納付命令は、その名宛人に課徴金納付命令書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。</p> <p>③ 第一項の課徴金の納期限は、課徴金納付命令書の謄本を発する日から七月を経過した日とする。</p> <p>（納付の督促）</p> <p>第一八条① 内閣総理大臣は、課徴金をその納期限までに納付しない者があるときは、督促状により期限を指定してその納付を督促しなければならない。</p>
--	---

	<p>② 内閣総理大臣は、前項の規定による督促をしたときは、その督促に係る課徴金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその納付の日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金の額が千円未満であるときは、この限りでない。</p> <p>③ 前項の規定により計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。</p> <p>(課徴金納付命令の執行)</p> <p>第一九条① 前条第一項の規定により督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、内閣総理大臣の命令で、課徴金納付命令を執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。</p> <p>② 課徴金納付命令の執行は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）その他強制執行の手続に関する法令の規定に従つてする。</p> <p>③ 内閣総理大臣は、課徴金納付命令の執行に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。</p>
(新設)	<p>(課徴金等の請求権)</p> <p>第二〇条 破産法（平成十六年法律第七十五号）、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）、会社更生法（平成十四年法律第一百五十四号）及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の規定の適用については、課徴金納付命令に係る課徴金の請求権及び第十八条第二項の規定による延滞金の請求権は、過料の請求権とみなす。</p>
(新設)	<p>(送達書類)</p> <p>第二一条 送達すべき書類は、この節に規定するもののほか、内閣府令で定める。</p>
(新設)	<p>(送達に関する民事訴訟法の準用)</p> <p>第二二条 書類の送達については、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十九条、第一百一条、第一百三條、第一百五條、第一百六條、第一百八條及び第一百九條の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあるのは「消費者庁の職員」と、同法第一百八條中「裁判</p>

	<p>長」とあり、及び同法百九条中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と読み替えるものとする。</p> <p>(公示送達)</p> <p>第二三条① 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合</li> <li>二 外国においてすべき送達について、前条において準用する民事訴訟法第百八条の規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるべき場合</li> <li>三 前条において準用する民事訴訟法第百八条の規定により外国の管轄官庁に囑託を發した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合</li> </ul> <p>② 公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を消費者庁の事務所の掲示場に掲示することにより行う。</p> <p>③ 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。</p> <p>④ 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は六週間とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電子情報処理組織の使用)</p> <p>第二四条① 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第二条第七号に規定する処分通知等であつて、この節又は内閣府令の規定により書類の送達により行うこととしているものについては、同法第四条第一項の規定にかかわらず、当該処分通知等の相手方が送達を受ける旨の内閣府令で定める方式による表示をしないときは、電子情報処理組織(同項に規定する電子情報処理組織をいう。次項において同じ。)を使用して行うことができない。</p> <p>② 消費者庁の職員が前項に規定する処分通知等に関する事務を電子情報処理組織を使用して行つたときは、第二十二條において準用する民事訴訟法第百九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を電子情報処理組織を使用して消費者庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルに記録しなければならない。</p>

<p>(新設)</p>	<p>(行政手続法の適用除外)</p> <p><b>第二五条</b> 内閣総理大臣がする課徴金納付命令その他のこの節の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。ただし、第十条第八項の規定に係る同法第十二条及び第十四条の規定の適用については、この限りでない。</p>
<p>(新設)</p>	<p><b>第四節 景品類の提供及び表示の管理上の措置</b>  (事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置)</p> <p><b>第二六条</b> (旧第七条) (略)</p> <p>(指導及び助言)</p> <p><b>第二七条</b> (旧第八条) (略)</p> <p>(勧告及び公表)</p> <p><b>第二八条</b>① 内閣総理大臣は、事業者が正当な理由がなく<b>第二十六条第一項</b>の規定に基づき事業者が講ずべき措置を講じていないと認めるときは、当該事業者に対し、景品類の提供又は表示の管理上必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>② (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p><b>第五節 勧告の徴収及び立入検査等</b></p> <p><b>第二九条</b> 内閣総理大臣は、<b>第七条第一項</b>の規定による命令、<b>課徴金納付命令</b>又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>②、③ (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p><b>第三章 適格消費者団体の差止請求権等</b></p> <p><b>第三〇条</b> 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第二条第四項に規定する適格消費者団体（以下この条及び<b>第四十一条</b>において単に「適格</p>

	<p>消費者団体」という。)は、事業者が、不特定かつ多数の一般消費者に対して次の各号に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為が当該各号に規定する表示をしたものである旨の周知その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。</p> <p>一、二 (略)</p> <p>②、③ (略)</p>
(新設)	<p><b>第四章 協定又は規約</b></p> <p>(協定又は規約)</p> <p><b>第三十一条</b> (旧一一条) (略)</p>
(新設)	<p>(協議)</p> <p><b>第三十二条</b> 内閣総理大臣は、前条第一項及び第四項に規定する内閣府令を定めようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会に協議しなければならない。</p>
(新設)	<p><b>第五章 雑則</b></p> <p>(権限の委任等)</p> <p><b>第三十三条</b>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 消費者庁長官は、緊急かつ重点的に不当な景品類及び表示に対処する必要があることその他の政令で定める事情があるため、事業者に対し、<b>第七条第一項</b>の規定による命令、<b>課徴金納付命令</b>又は<b>第二十八条第一項</b>の規定による勧告を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限(<b>第二十九条第一項</b>の規定による権限に限る。)を当該事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官に委任することができる。</p> <p>④～⑪ (略)</p>
(新設)	<p>(内閣府令への委任等)</p> <p><b>第三十四条</b>① (略)</p> <p>②<b>第三十一条</b>の規定は、内閣総理大臣が前項に規定する内閣府令(<b>第三十一条第一項</b>の協定又は規約について定めるものに限る。)を定めようとする場合について準用する。</p>



(新設)	<p>(関係者相互の連携)</p> <p><b>第三五条</b> (旧第一五条) (略)</p> <p><b>第六章 罰則</b></p> <p><b>第三六条① 第七条第一項</b>の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>② (略)</p> <p><b>第三七条 第二十九条第一項</b>の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくはは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p><b>第三八条①</b> 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。</p> <p>一 <b>第三十六条第一項</b> 三億円以下の罰金刑</p> <p>二 前条 同条の罰金刑</p> <p>② 法人でない団体の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者がその団体の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その団体に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。</p> <p>一 <b>第三十六条第一項</b> 三億円以下の罰金刑</p> <p>二 前条 同条の罰金刑</p> <p>③ (略)</p> <p><b>第三九条 第三十六条第一項</b>の違反があつた場合においては、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた当該法人(当該法人で事業者団体に該当するものを除く。)の代表者に対しても、同項の罰金刑を科する。</p> <p><b>第四〇条 第三十六条第一項</b>の違反があつた場合においては、その違反の</p>
------	--

	<p>計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた当該事業者団体の理事その他の役員若しくは管理人又はその構成事業者（事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が構成事業者である場合には、当該事業者を含む。）に対しても、それぞれ同項の罰金刑を科する。</p> <p>② （略）</p> <p><b>第四一条 第三十条第三項</b>の規定に違反して、情報を同項に定める目的以外の目的のために利用し、又は提供した適格消費者団体は、三十万円以下の過料に処する。</p>
--	---

#### 第五編 宅地建物取引業法及び同法の関係法令

条文・ページ	改正後条文
宅地建物取引業法施行令	
第 8 条 (P622)	<p>(信託業務を兼営する金融機関等に関する特例)</p> <p>第八条 法律第七十七条第一項の政令で定める信託会社は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）<b>第十一条の六十六第一項第四号</b>に掲げる会社であつて、農業協同組合連合会の子会社（同法十一条の二第二項に規定する子会社をいう。）であるもの</p> <p>二～十 （略）</p>
宅地建物取引業法施行規則	
第 1 条の 2 (P625)	<p>第一条の二</p> <p>① （略）</p> <p>② 国土交通大臣又は都道府県知事は、免許申請者（個人に限る。）に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）<b>第三十条の六第一項</b>に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）のうち<b>個人番号</b>（同法第七条第八号の二に規定する個人番号をいう。以下同じ。）以外のものについて、同法<b>第三十七条の九若しくは第三十一条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）</b>の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法<b>第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）</b>の規定によるその利用ができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。</p>

<p>第 10 条の 2 (P628)</p>	<p>(登録の申請) 第一〇条の二 ① (略) ② 国土交通大臣は、登録等を受けようとする者（個人である場合に限る。）に係る<b>機構保存本人確認情報（住民基本台帳法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）のうち個人番号以外</b>のものについて、<b>同法第三十条の九</b>の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。</p>
<p>第 14 条の 3 (P638)</p>	<p>((登録の申請) 第一四条の三 ①～③ (略) ④ 都道府県知事は、法第十八条第一項の登録を受けようとする者に係る本人確認情報のうち<b>個人番号以外のもの</b>について、住民基本台帳法<b>第三十条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）</b>の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法<b>第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）</b>の規定によるその利用ができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。</p>
<p>第 19 条の 2 (P653)</p>	<p>(取引一任代理等に係る認可の申請) 第一九条の二 ①、② (略) ③ 国土交通大臣は、法第五十条の二第一項の認可を受けようとする者の役員及び重要な使用人に係る<b>機構保存本人確認情報のうち個人番号以外のもの</b>について、住民基本台帳法<b>第三十条の九</b>の規定によるその提供を受けることができないときは、法第五十条の二第一項の認可を受けようとする者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。</p>

	④ (略)
--	-------

## 第七編 宅地及び建物に関する税

条文・ページ	改正後条文
所得税法施行令	
第一二五条 (P780)	(減価償却資産の法定償却方法) 第一二五条 ①一 (略) 二 平成十九年四月一日以後に取得された減価償却資産 次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める方法 イ <b>第二百十条の二第一項第一号イ及び第二号</b> (減価償却資産の償却の方法)に掲げる減価償却資産 定額法 ロ (略)
地方税法	
第73条の4 (P804)	(用途による不動産取得税の非課税) 第七三条の四① 道府県は、次の各号に規定する者が不動産をそれぞれ当該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合には、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。 一 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、日本放送協会、土地改良区、土地改良区連合、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、 <b>国立研究開発法人理化学研究所及び国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</b> が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるもの 二、三 (略)

<p>第 382 条の 2 (P812)</p>	<p>(固定資産課税台帳の閲覧)</p> <p>第三八二条の二① 市町村長は、納税義務者その他の政令で定める者の求めに応じ、固定資産課税台帳のうちこれらの者に係る固定資産として政令で定めるものに関する事項<b>（総務省令で定める事項を除く。以下この項において同じ。）</b>が記載（当該固定資産課税台帳の備付けが第三百八十条第二項の規定により電磁的記録の備付けをもつて行われている場合には、記録。次項、次条及び第三百九十四条において同じ。）をされている部分又はその写し（当該固定資産課税台帳の備付けが第三百八十条第二項の規定により電磁的記録の備付けをもつて行われている場合には、当該固定資産課税台帳に記載されている事項を記載した書類。次項及び第三百八十七条第三項において同じ。）をこれらの者の閲覧に供しなければならない。</p> <p>② 市町村長は、前項の規定により固定資産課税台帳又はその写しを閲覧に供する場合には、固定資産課税台帳に記載をされている事項を映像面に表示して閲覧に供することができる。</p>
<p>第 702 条 (P813)</p>	<p>(都市計画税の課税客体等)</p> <p>第七〇二条① 市町村は都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、当該市町村の区域で都市計画法第五条の規定により都市計画区域として指定されたもの（以下この項において「都市計画区域」という。）のうち同法第七条第一項に規定する市街化区域（当該都市計画区域について同項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない場合には、当該都市計画区域の全部又は一部の区域で条例で定める区域）内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる。当該都市計画区域のうち同項に規定する市街化調整区域内に所在する土地及び家屋の所有者に対して都市計画税を課さないことが当該市街区区域内に所在する土地及び家屋の所有者に対して都市計画税を課することとの均衡を著しく失すると認められる特別の事情がある場合には、当該市街化調整区域のうち条例で定める区域内に所在する土地及び家屋についても、同様とする。</p> <p>② (略)</p>

<p>附則第 15 条 の 6 (P817)</p>	<p>(新築された住宅に対する固定資産税の減額)</p> <p>第十五条の六① 市町村は、昭和三十八年一月二日から<b>平成三十年三月三十一日</b>までの間に新築された住宅 (以下略)</p> <p>② 市町村は、昭和三十九年一月二日から<b>平成三十年三月三十一日</b>までの間に新築された中高層耐火建築物 (以下略)</p>
<p>附則第 15 条 の 9 (P817)</p>	<p>(耐震改修が行われた住宅等に対する固定資産税の減額)</p> <p>第一五条の九① 市町村は、昭和五十七年一月一日以前から所在する住宅のうち平成十八年一月一日から<b>平成三十年三月三十一日</b>までの間に政令で定める耐震改修(地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替えをいう。以下この項及び次項並びに次条第一項及び第二項において同じ。)が行われたもので地震に対する安全性に係る基準として政令で定める基準(同条第一項において「耐震基準」という。)に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたもの(以下この項から第三項までにおいて「耐震基準適合住宅」という。)に対して課する固定資産税については、当該耐震改修が平成十八年一月一日から平成二十一年十二月三十一日までの間に完了した場合にあつては当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日(当該耐震改修が完了した日が一月一日である場合には、同日。以下この項において同じ。)を賦課期日とする年度から三年度分、当該耐震改修が平成二十二年一月一日から平成二十四年十二月三十一日までの間に完了した場合にあつては当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度から二年度分、当該耐震改修が平成二十五年一月一日から<b>平成三十年三月三十一日</b>までの間に完了した場合にあつては当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度分 (以下略)</p> <p>②、③ (略)</p> <p>④ 市町村は、<b>新築された日から十年以上経過した</b>住宅(区分所有に係る家屋以外の家屋で政令で定めるものに限る。)のうち、人の居住の用に供する部分(貸家の用に供する部分を除く。以下この条において「特定居住用部分」という。)において<b>平成二十八年四月一日から平成</b></p>

**三十年三月三十一日**までの間に高齢者、障害者その他の政令で定める者（以下この項、次項及び第八項において「高齢者等」という。）の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する改修工事で政令で定めるもの（以下この項から第六項までにおいて「居住安全改修工事」という。）が行われたもの（第八項において「改修住宅」という。）であつて、特定居住用部分に高齢者等が居住しているもの（以下この項、第六項及び第七項において「高齢者等居住改修住宅」という。）に対して課する**固定資産税については、第一項**の規定の適用がある場合又は既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該居住安全改修工事が完了した日の属する年の翌年の一月一日（当該居住安全改修工事が完了した日が一月一日である場合には、同日。次項において同じ。）（以下略）

⑤ 市町村は、**新築された日から十年以上経過した**区分所有に係る家屋の専有部分で政令で定めるもののうち、特定居住用部分において**平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日**までの間に居住安全改修工事が行われたもの（第八項において「改修専有部分」という。）であつて、特定居住用部分に高齢者等が居住しているもの（以下この項から第七項までにおいて「高齢者等居住改修専有部分」という。）の区分所有者が当該高齢者等居住改修専有部分について納付する義務を負うものとされる固定資産税額については、当該区分所有に係る家屋に**対して第一項**の規定の適用がある場合又は当該高齢者等居住改修専有部分が既にこの項の規定の適用がある場合を除き、（以下略）

⑥～⑧ （略）

⑨ 市町村は、平成二十年一月一日以前から所在する住宅（区分所有に係る家屋以外の家屋で政令で定めるものに限る。）のうち、特定居住用部分において同年四月一日から**平成三十年三月三十一日**までの間に外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する改修工事で政令で定めるもの（以下この項から第十一項までにおいて「熱損失防止改修工事」という。）に対して課する固定資産税については、**第一項**の規定の適用がある場合又は既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該熱損失防止改修工事が完了した日の属する年の翌年の一月一日（当該熱損失防止改修工事が完了した日が一月一日である場合には、同日。次項において同じ。）（以下略）

⑩ 市町村は、平成二十年一月一日以前から所在する区分所有に係る家

	<p>屋の専有部分で政令で定めるもののうち、特定居住用部分において同年四月一日から<b>平成三十年三月三十一日</b>までの間に熱損失防止改修工事が行われたもの（以下この条において「熱損失防止改修専有部分」という。の区分所有者が、当該熱損失防止改修専有部分について納付する義務を負うものとされる固定資産税額については、当該区分所有に係る家屋に<b>対して第一項</b>の規定の適用がある場合又は当該熱損失防止改修専有部分が既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、（以下略）</p>
--	--